

# (仮称)宝塚市子ども条例 素案 への意見募集について

## 1 実施目的

宝塚市では、平成9年3月に宝塚市児童育成計画「エンゼルプラン宝塚」を、また、平成17年3月に宝塚市次世代育成支援行動計画「たからっ子「育み」プラン」を策定し、子どもを取りまく環境整備に向けた様々な取組を推進してきました。さらに、長期的、総合的な指針として法的拘束力をもたせるために、「(仮称)宝塚市子ども条例」を制定することとし、宝塚市次世代育成支援行動計画推進地域協議会において検討を行っています。このたび、その条例素案をまとめましたので、本条例に市民のみなさんの意見を反映するため、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

## 2 条例のポイント

この条例制定の目的は、すべての子どもと家庭への支援を基本理念とし、家庭、学校等、地域住民、事業主、子ども及び市の役割を明確にし協働するとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが夢を持って健やかに育ち、そして、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現を目指します。

意義は、子どもに関する市の施策や事業、地域における取組について、子どもの意見が反映され、参加が配慮されたものになることにより、未来を築く子どもたちの育成のため、子どもの視点に立った「子どもにやさしいまちづくり」が進められます。

## 3 条例素案の公表について

市ホームページの他、市広報紙(11月1日号)市役所子育て支援課、広聴相談課、各サービスセンター・サービスステーション、各児童館で条例素案を公表しています。

### 【(仮称)宝塚市子ども条例 素案の構成】

前文

第1章 総則

第1条 目的、第2条 定義、第3条 基本理念

第2章 人権の尊重

第4条 人権の尊重

第3章 子どもとその家庭への支援

第5条 すべての子どもと家庭への子育て支援サービス

第6条 子育てと仕事の両立支援

第7条 教育環境の整備

第8条 安全・安心の子育て環境

第9条 家庭や地域の子育て力・教育力の向上

第10条 子どもの参加

#### 第4章 協働の取り組み

第11条 家庭の役割、第12条 学校等の役割、第13条 地域住民の役割、第14条 事業主の役割、第15条 子どもの役割、第16条 市の役割

#### 第5章 計画の推進

第17条 行動計画の推進、第18条 広報、第19条 意見の反映

#### 第6章 雑則

第20条 委任

## 4 意見等について

市民の皆さんからは、「(仮称)宝塚市子ども条例 素案」の以下の各項目に関して、ご意見をお寄せください。

「前文」について

「第1章 総則」について

「第2章 人権の尊重」について

「第3章 子どもとその家庭への支援」について

「第4章 協働の取り組み」について

「第5章 計画の推進」について

## 5 意見の募集期間

平成18年11月1日(水)から平成18年11月30日(木)まで

## 6 提出方法

別紙「意見提出用紙」の様式により、以下のいずれかの方法で提出してください。電話などによる口頭での意見提出はご遠慮ください。

住所、氏名又は名称、連絡先、市民でない方は市内に在勤などの属性を明記の上、子育て支援課へ持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、募集期間内に提出してください。(持参の場合の取扱いは月～金曜日(祝日は除く)の午前9時～午後5時15分までとします。なお、郵送の場合は、11月30日(木)消印有効とします。)

なお、各児童館でも持参の場合のみ取扱います。受付は各児童館の開館時間内とします。

各児童館の開館時間は以下のとおりです。

児童館名	開館時間	
大型児童センター	第1・第3火曜日以外は開館	午前9時～午後9時 (土・日曜は5時まで)
高司児童館・安倉児童館 中筋児童館・御殿山児童館	月曜日～土曜日 (祝日は休み)	午前10時～午後5時
西谷児童館	火曜日～日曜日 (祝日は休み)	午前9時～午後9時

いただいたご意見に対して、個々に回答はいたしませんのでご了承ください。

いただいたご意見については、住所、氏名、個人又は法人などの権利利益を害するおそれのある情報などを除き、取りまとめた上で、市ホームページなどで公表します。

## 7 提出先及び問い合わせ先

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

宝塚市役所 健康福祉部 こども室 子育て支援課

電話番号 0797-77-2419 ファクシミリ 0797-74-9948

Eメールアドレス [fkosodate@city.takarazuka.lg.jp](mailto:fkosodate@city.takarazuka.lg.jp)

## 8 意見の公表方法

パブリックコメントについては、市ホームページで公表するほか、市役所子育て支援課・広聴相談課、各サービスセンター・サービスステーション、各児童館で配付します。

## 9 意見募集に係る資料など

意見募集に係る資料などは、市ホームページ(<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>)の健康福祉部こども室子育て支援課のページからもダウンロードできます。

「(仮称)宝塚市子ども条例 素案」

「意見提出用紙」